



3年ぶりに新春のつどい開く 新春特別講演会 目黒東北財務局長が経済展望語る

新春特別講演会

東北財務局長の目黒克幸氏が「最近の経済金融情勢と地域経済活性化」と題して講演し、約100名が聴講しました。

目黒氏は会津若松市の出身で大蔵省（現財務省）に入省、金融庁の要職や北陸、東北の財務局長を歴任するなど、金融のエキスパー

トの視点から、現在の金融情勢を解説するとともに地域の金融行政の課題や経済活性化の施策について豊富な資料を基に丁寧に説明しました。

参加者からは「世界・日本の経済の動向が良く理解できた」「世界の経済状況における日本の在り方のヒントを得た」「金融リテラシーの重要性を再認識できた」との感想が寄せられました。



新春のつどい

より祝辞を頂戴したあと渡邊泰夫顧問の発声で乾杯し祝宴に入りました。

コロナ禍により三年ぶりの開催となり、東山芸妓さんの踊りを鑑賞した参加者らは、久しぶりの再会に顔を綻ばせながら和やかに歓談しました。

また、つどい席上では新たにご入会いただいた会員を紹介し、あたたかい拍手で歓迎しました。



講演会終了後に開かれた新春のつどいでは高野武彦福島県会津地方振興局長、室井照平会津若松市長、洪川恵男会津若松商工会議所会頭

公益社団法人 会津若松法人会

● 第11回通常総会 ●

とき：6月15日（木）／ところ：会津若松ワシントンホテル

【第1部】 通常総会 16:00より

【第2部】 会員懇談会 17:45より

後日ご案内いたします

会津若松税務署からのお知らせ

2023年度国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

【受験資格】

- ① 令和5年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び令和6年3月までに高校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【受験申込受付期間】

令和5年6月19日(月)～6月28日(水)

【受験申込方法】

インターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報NAVI
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo>
(saiyo.html))

【第1次試験日】

令和5年9月3日(日)

【試験に関する問合せ先】

仙台国税局人事第二課試験研修係
TEL 022-263-1111

人事院東北事務局

TEL 022-221-2022
内線3236

納付は、キャッシュレス納付を

キャッシュレス納付とは「振替納税」「電子納税」「ダイレクト納付」「クレジットカード納付」「スマホアプリ納付」といった納付手段です。

これらの納付方法は、金融機関や税務署の窓口へ出向く必要がなく、事業所等から納税手続きができます。

キャッシュレス納付の中でも、特にダイレクト納付は、事前に登録した金融機関の口座から、納付日や引き落とし口座の柔軟な選択が可能であり、利便性の高い納付方法ですので、ぜひご利用ください。

令和5年10月からインボイス制度がはじまります

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始となる本年10月まで、残り約5か月と迫っています。

昨年12月の令和5年度税制改正の大綱にインボイス制度の円滑な導入に向けた負担軽減措置等が盛り込まれたところであり、当局といたしましても、当該税制改正大綱を踏まえ納税者の方々に対しては、その事業実態に即した丁寧な説明を行ってまいります。

登録申請手続はお済みですか？

インボイス制度の登録申請手続は、電子申請(e-Tax)でお早めにご！

消防団活動に協力を！



3月28日、会津若松市の室井照平市長と皆川公一消防団長が当会を訪れ、遠藤久会長へ『会員事業所の従業員が消防団に入団しやすく、また消防団活動を継続しやすい環境づくり』について協力要請がありました。

会員事業所の皆様には主旨をご理解いただき消防団活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【要請内容】

- 1 消防団員確保に関する協力
- 2 消防団所属事業所における消防団活動への協力
- 3 消防団協力事業所表示制度等の活用・支援
 - 消防団協力事業所表示制度への登録
 - 会津若松市「がんばれ！消防団員サポート事業」への登録
 - 「ふくしま消防団サポート企業」への登録
 - 会津若松市消防協力会への入会
- 4 住宅用火災警報器の設置促進



左から皆川団長、室井市長、遠藤会長

お問合せ：会津若松市市民部 危機管理課 消防防災グループ TEL 0242-39-1227

またはお住まいの地域の市町村役場まで

やさしい税金教室Q&A【くらしの税金】

◆寄附をしたら？

Q；ふるさと納税や、日本赤十字社への寄附をしたら、税金の特典はありますか。

確定申告により次のような所得税・住民税が軽減される特典を受けることができます。

(1) 所得税の寄附金控除（所得控除）・特別控除（税額控除）

特定寄附金を支出した場合、次の金額を所得から差し引くことができます

特定寄附金の支払額 } いずれか少ない金額-2,000円
 総所得金額等の40%



特定寄附金とは次のような寄附金です。

- ・国や地方公共団体に対する寄附金
- ・特定公益増進法人に対する寄附金（日本赤十字社、社会福祉法人等）
- ・特定の政治献金 など

特定寄附金のうち一定のものを支出した場合には、所得金額から一定の金額を控除する所得控除と、所得税額から一定の金額を控除する税額控除のどちらかを選択することができます。

なお、控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の受領書等の添付が必要です。

(2) 住民税の寄附金控除（税額控除）

地方自治体や一定の団体等に対して 2,000 円を超える寄附をした場合、次の金額を住民税から控除できます。

寄附金の種類	税額控除額
住所地の都道府県共同募金 及び日本赤十字支部への寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10%
都道府県又は市区町村が 条例で指定した寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10% <small>〔どちらか一方の場合は 都道府県民税4%、市区町村民税6%〕</small>
ふるさと納税（地方自治体への寄附金）	基礎控除額+特別控除額 → (寄附金額-2,000円) × (90%-所得税の税率)

※基礎控除額は総所得金額等の30%を限度とします。

※特別控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。

※ふるさと納税の各自治体からの返礼品については、一時所得の課税対象になることがあります。

日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和4年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

東北税理士会 会津若松支部長 上杉雅明 (TEL 0242-27-7449)

法人会インターネットセミナー 「研修・人材育成」185 タイトル配信中

<http://www.aizu-ho.or.jp>

新入社員向けセミナー 【ビジネスマナー基礎講座】ほか

会員専用コンテンツをご覧になるにはIDとパスワードが必要です。

詳しくは会津若松法人会事務局 (TEL 0242-22-5821) まで！



カメラ
レポート



3/23 青年部会 租税教室講師勉強会㊤ 会員交流会㊤ (ルネッサンス中の島)



1/11 経理研究部会 インボイス制度実務対応セミナー
(アピオスペース)



3/10 総務員会 (法人会会議室)



3/22 税務署長講話㊤ 第3回理事会㊤
(会津若松ワシントンホテル)



2/8 女性部会 春のお花寄せ植え教室
(法人会会議室)

PETがん検診・人間ドックのご案内

会津若松法人会では会員企業の代表者・社員・ご家族が利用できる「PETがん検診」「人間ドック」の受診料割引制度があります。

これまでの竹田総合病院（会津若松市）と南東北医療クリニック（郡山市）に加え、令和5年4月1日より会津中央病院（会津若松市）でも会員価格で受診いただけるようになりました。

検査内容や料金などの詳細については、同封のチラシをご覧ください、ぜひご利用ください！

※南東北医療クリニックの割引制度はPETがん検査のみとなります。

お問合せ先：会津若松法人会 TEL 0242-22-5821





税に関する絵はがきコンクール 表彰式

福島県法人会連合会女性部会連絡協議会 特選・小金井小6年 菊地ひかりさん、
会津若松税務署長賞・日新小6年 吾妻芽生さんらを称える



署長賞を受賞した吾妻さん（前列中央）と高盛署長（後列左）



県女連協の特選を受賞した菊地さん（中央）

会津若松法人会女性部会主催の「第15回税に関する絵はがきコンクール」で、会津若松市立日新小学校6年の吾妻芽生さんが会津若松税務署長賞を受賞し、2月20日、同校に高盛洋明署長が訪れ、吾妻さんへ賞状と副賞を手渡しました。

日新小からは同じく6年の田崎未桜さんが入賞、大島瑚白さんが佳作を受賞し、二人には齋藤共子女性部会副部会長から賞状と副賞が贈られました。

また、2月27日には同市の小金井小学校においても表彰式を行いました。

菊地ひかりさんは女性部会選考会で入賞、上部団体の福島県法人会連合会女性部会連絡協議会での審査会においては最高賞の特選に輝きました。

同校での表彰式では小堀恵子女性部会副部会長が入賞・特選・東北六県法人会連合会優秀賞の各賞状と副賞を贈りました。

菊地さんは「大きな賞をいただいて驚いた。税について学び、いろいろなことがよくわかった」と話しました。

また、吾妻さんや菊地さんの作品をはじめ会津若松法人会管内から応募のあつた615通の中から各賞を受賞した40作品は確定申告期間中、アピオスペースの確定申告書作成会場のロビーに展示され、会場を訪れた人々は感心しながら見入っていました。



【税に関する絵はがきコンクールとは】

法人会女性部会では、小学生への租税教育活動として、毎年、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。会津若松法人会では青年部会が実施する租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を“絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。



租税教室の様子

法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。



【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定につい 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置

（7ページに続く）

<p>て弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</p>	<p>が見直され、中小事業者等の生産性向上や質上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。</p>
---	--

[消費税]

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

[相続税・贈与税]

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

[その他]

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

デジタル戦略委員会

デジタル戦略委員会では、委員または外部講師による講話会や委員同士の情報交換など活発に活動しています。

【第4回・1月19日】

「医療業界のデジタル化について」のテーマで委員会の東瀬多美夫副委員長が講話しました。

東瀬副委員長は竹田健康財団（竹田総合病院）の事務局長とDX推進部長を兼任し、医療業界におけるデジタル化や国



や市・地域と連携した財団の取り組み事例など資料や画像を用いて解説し、今後の展望や課題についても話しました。

後半は12月に開催したデジタルインボイスによる生産性向上セミナーの感想と反省会を行い、今後の委員会活動に向けた意見交換を行いました。

【第5回・2月16日】



「スマートシティ実現に向けた取組」と題し、会津若松市企画政策部副参事の本島靖氏を招き、お話しを伺いました。

本島氏は企画調整課スマートシティ推進室長も兼任しており、なぜ会津若松市がスマートシティに取り組むのか、デジタル田園都市国家構想の取り組み、地域や町内会などの身近なDXについて説明しました。

続いて委員会の諏訪亮祐相談室長（From From）が「Web3.0メタバースに物申す！」と題し、進歩が目覚ましいWEBの世界について言及しました。

諏訪室長より下記記事を寄稿いただきましたのでご覧ください。



「Web3 と新たなインターネット」 株式会社 From From 代表取締役 諏訪亮祐 (デジタル戦略委員会 相談室長)

「Web3.0」(読み: ウェブスリー) という言葉をご存知でしょうか? 日本では2021年頃から話題になっており、ブロックチェーン技術を使ったWebの次世代バージョンです。「3.0」の「3」は第3世代を表しています。

Web3.0は、従来のGoogleやAmazon、Facebookなどの巨大IT企業(プラットフォーム)に依存しない新たなインターネットの在り方であり、個人が自らの情報や資産を管理・活用できるようにすることを目指しています。Web3.0について理解を深めるためにはこれまでの歴史を知る必要があります。

まず、インターネットの普及によって個人でもホームページやブログを使って情報発信が可能なようになった1990年から2000年代をWeb1.0(第1世代)と呼びます。個人で情報発信ができるようになりましたが、ある程度の知識が必要であるためパソコンが得意な一部の人に限られました。

スマートフォンやSNSが普及し、双方向的な

情報発信が可能になった2000年後半から現在をWeb2.0(第2世代)と呼びます。巨大IT企業のサービスを無料で使うことができ世の中はますます便利になりました。中でもSNSを使うことによって個人でも特別な技術やスキルを要さずに情報発信が可能になりました。しかし、個人情報などのデータやアプリケーションが巨大IT企業に集中していることも事実です。

こうした巨大IT企業への中央集権型から脱却を図るための分散型、かつプライバシーの確保やデータの改ざん防止による透明性、民主化を目指すのがWeb3.0です。

Web3.0はインターネットの新たな未来を切り開く可能性を秘めたものですが、ブロックチェーンを運用するには莫大なエネルギーを必要とし、その量は年間でイスラエルなどの国家以上の電力を要します。こうしたエネルギー問題やハッキングなどのセキュリティ問題、国や地域での規制的問題など、課題は多く実現には時間が必要です。